

評価の対象となる活動と添付書類は下記のとおりです。

	評価項目	評価の対象となる活動	添付書類
過去2年度の活動実績の有無	県林務防災協定	<p>1 県と山形県森林土木建設業協会が締結した「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」（以下「県林務防災協定」という。）に基づく活動実績」の評価の対象となる活動は次のとおりです。</p> <p>① 県の出動要請を受けて企業の負担により行った現地調査及び工法検討</p> <p>② 県の出動要請を受けて行った現地への資機材及び工事用車両の搬入</p> <p>③ 県の出動要請を受けて行った緊急応急工事等</p> <p>「県林務防災協定」の締結に基づく活動とは、あくまでも『緊急時における活動』を示すものとし、平時における防災訓練等への参加は、（例え協定や協定等において防災訓練への参加が義務づけられていたとしても）協定や協定等の締結に基づく活動としては評価しないものとします。</p> <p>2 「林地等災害応急活動実績」の評価対象となる活動は、治山施設や林道施設を対象に、県、市町村の要請を受けて行った次のいずれかの防災・災害応急活動を評価対象とします。</p> <p>① 企業の負担による現地調査や工法検討</p> <p>② 現地への資機材や工事用車両の搬入</p> <p>③ 緊急応急工事等の実施</p> <p>（例：溢水の恐れのある水路に土のう設置、林地の埋塞・水路の閉塞した箇所の土砂撤去、災害に備えた排水ポンプの準備・設置、林道・水路等の応急復旧工事 等）</p> <p>（ただし、見回りのみ、災害復旧日本工事、維持管理活動は対象となりません。）</p>	<p>1 総合支庁が発行する証明書の写し</p> <p>2 「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写し</p> <p>「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写しには、</p> <p>① 活動を行った企業名が記載されていること</p> <p>② 活動を実施した日が記載されていること</p> <p>③ 活動を実施した場所や施設名等が記載されていること</p> <p>④ 県又は市町村の要請に基づき活動を実施したことが判断できる文言が記載されていること</p> <p>⑤ 関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと</p> <p>上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定等で定めている報告様式である等）となっている必要があります。</p> <p>なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。</p>

評価項目	評価の対象となる活動	添付書類
<p>過去2年度の活動実績の有無</p>	<p>県林務防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等</p> <p>「県林務防災協定以外の県との災害協定等」、「市町村との災害協定等」の締結及びその締結に基づく活動。</p> <p>「県林務防災協定以外の県との災害協定等」とは、山形県と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいいます。(建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とします。)</p> <p>「市町村との災害協定等」とは、山形県内の市町村と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいいます。(建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とします。)</p> <p>「県林務防災協定以外の県との災害協定等」「市町村との災害協定等」の締結に基づく活動とは、あくまでも『緊急時における活動』を示すものとし、平時における防災訓練等への参加は、(例え協定や協定等において防災訓練への参加が義務づけられていたとしても)協定や協定等の締結に基づく活動としては評価しないものとします。</p> <p>1項目が対象</p>	<p>添付書類</p> <p>○災害協定書や覚書の写し(締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する)及び、点検報告書等の写し</p> <p>・災害協定書や覚書の写しは、その表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文を添付してください。全文の添付が無い場合には、評価点が「0点」となる場合があります。県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付してください。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはありません(添付された資料のみで判断します。)。山形県山地防災ヘルパー活動の場合は、「山地防災ヘルパー登録証」を添付してください。</p> <p>○「点検報告書等」の写し、 点検報告書等」の写しには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 活動を行った企業名が記載されていること ② 災害協定書や覚書に基づく活動を実施した日が記載されていること ③ 活動を実施した場所や施設名等が記載されていること (協定書や覚書において場所や施設名等が特定できる場合は不要) ④ 災害協定書や覚書に基づく活動を実施したことが明確に判断できる文言が記載されていること ⑤ 関係機関の担当者等による証明を受けている(押印必須)こと ⑥ 山形県山地防災ヘルパー活動の場合は、活動記録等(報告書または日誌等、総合支庁森林整備課職員が記名押印したものに限る。)の写しが必要です。 <p>上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容(協定で定めている報告様式である等)となっている必要があります。</p> <p>なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。</p>

評価項目		評価の対象となる活動	添付書類
過去2年度の活動実績の有無	総合支庁独自ボランティア	<p>1 企業がボランティアによる森づくりに参加して行う活動については、下記によります。</p> <p>行政が主催、共催、後援し、かつ、入札参加企業から3名以上参加したボランティアによる森づくり活動に限ります。（研修会等を含めません。）</p> <p>企業の本店・本社が当該総合支庁管内にあり、企業が当該総合支庁管内で森づくり活動の実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とします。（複数年の実績があり、証明できるものに限ります。）</p> <p>なお、村山総合支庁及び置賜総合支庁では、次のとおりの地域とします。</p> <p>・村山総合支庁管内（東南村山、西村山、北村山を含む）、置賜総合支庁（東南置賜、西置賜を含む）</p> <p><例>企業の本店・本社：天童市（村山総合支庁管内）</p> <p>森づくりの活動場所：河北町→工事施工箇所が含まれている地域（2点）</p> <p>森づくりの活動場所：最上町→工事施工箇所が含まれている地域以外の地域（1点）</p> <p>2 企業等が自ら行う森づくり活動については、下記によります。</p> <p>① 契約または協定により、複数年実施され、証明できるものに限ります。</p> <p>② 募金奉仕組織等（公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構が定める「緑の募金実施要領」による。）による緑の募金活動を含み、実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とします。（複数年の実績があり、証明できるものに限ります。）</p>	<p>1 及び 2-① 登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し</p> <p>2-② 募金奉仕組織等による緑の募金活動については「支援実績報告」の写し</p>
	除排雪ボランティア	<p>市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動を評価の対象とします。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であることとします。</p>	<p>登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し</p>
	消防団協力事業所	<p>消防団協力事業所に認定されている事業所を対象とします。「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、表示証を消防庁又は山形県内の市町村等より交付を受けている事業所をいう。ただし、技術資料提出時点でその認定が有効（有効期間（原則交付日から2年間））に注意）であることが必要です。</p>	<p>消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し</p>
	インターンシップ、職場体験学習等	<p>インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するものに限ります。（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等、および一般事務に関するものについては、評価対象外とします。）</p>	<p>受入れ実績が確認できるもの（学校長等印が押印された学校からの依頼文および御礼状など（ただし、依頼文のみでは受入れ実績が確認できないので証明資料として扱うことはできない）、又は受入れ実績証明書（別記様式-3））</p> <p>現場での体験・実習内容が確認できるもの（受入れ企業が作成した業務日報等、学生の体験作文・レポート等、現場での代表的な状況写真（数枚）、新聞記事などから複数種類提出すること。）</p>

過去2年度とは、直前2か年度をいいます。（当該工事の発注年度は含みません。）